



令和元年5月22日 恵那記者会 配布資料			
担当課	担 当 課	担 当 者	電話番号(内線)
恵那県事務所	環境課	奥村 一信	0573-26-1111(215)

恵那総合庁舎内県職員による ノーカン活動の実施について

県では、県民の環境美化意識の高揚を目的として、昭和62年度から、「美しいふるさと運動」を実施しています。

この運動の強化期間として、平成3年度から、毎年、5月30日～6月5日（「ごみ減量・リサイクル推進週間」と同一期間）と9月24日～10月1日（環境省が定める「環境衛生週間」と同一期間）を「プラごみゼロ・キャンペーン週間」と定め、県内各地で様々な取り組みを行っています。

その一環として、「プラごみゼロ・キャンペーン週間」期間中である5月30日に、次のとおり「県職員によるノーカン活動」を実施します。

また、あわせて庁舎周辺に自生している「オオキンケイギク」（特定外来生物：次ページ参照）の駆除を行います。

- 1 日 時 令和元年5月30日（木） 17:15～18:00
- 2 場 所 恵那総合庁舎周辺道路等
- 3 内 容 恵那総合庁舎の県職員による空き缶拾い等の清掃活動及び「オオキンケイギク」の駆除
※雨天の場合は、翌日の5月31日（金）に延期します。

オオキンケイギクの花弁



自生するオオキンケイギク



【参考】

1 特定外来生物

外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律：平成 16 年 6 月 2 日法律第 78 号）第 2 条に基づき、外来生物のうち、生態系等に被害を及ぼすものを「特定外来生物」に指定している。

現在、アライグマ、カミツキガメ、ブルーギル、アルゼンチンアリなど 148 種が指定されている。

特定外来生物は、飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、野に放つことなどが原則禁止されている。

2 オオキンケイギク

5 月から 7 月頃にかけて、直径 5 cm から 7 cm の橙黄色の花をつけるキク科の植物。外来生物法に基づき特定外来生物に指定されている。県内の道端や川原などで繁殖が認められており、計画的な防除として、機械及び人力により刈り取り、抜き取り等が実施されている。

根から引き抜き、枯死させるのがよいが、大量に生えている場合は、種子のない時期に、茎から刈り取ることも、生息範囲を拡げない効果がある。